

令和3年9月定例教育委員会
議案説明資料

報告	1件
----	----

計	1件
---	----

番号	報告第8号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について		
説明	<p>(趣旨) 松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について専決処分を行ったことを報告し承認を求めるもの。</p> <p>(内容) 松原市立小中学校通学区域審議会を構成する委員のうち、令和3年8月26日付けで松原市議会議員5人の辞任があったため、松原市立小中学校通学区域審議会規則第3条第2項に基づき、市議会の推薦等により適任であると認め、新たに委員5人の委嘱について専決処分を行ったもの。</p> <p>(任期) 前任者の残任期間（委嘱日から令和4年9月24日）</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和3年8月26日</p>		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和4年9月24日まで

	氏名	役職または所属	分類	備考
1	<u>お</u> おこうち たつや 大河内 達矢	松原市議会議員	市議会の議員	
2	<u>な</u> かた やすひと 中田 靖人	松原市議会議員	市議会の議員	
3	<u>う</u> えまつ えいじ 植松 栄次	松原市議会議員	市議会の議員	
4	<u>よ</u> りた まみこ 依田 眞美子	松原市議会議員	市議会の議員	
5	<u>こ</u> うもと しんいち 河本 晋一	松原市議会議員	市議会の議員	
6	<u>き</u> だ たかし 紀田 崇	松原市議会議員	市議会の議員	
7	<u>の</u> ぐち まちこ 野口 真知子	松原市議会議員	市議会の議員	
8	<u>つ</u> つみ みる 堤 實	松原市町会連合会副会長	学識経験のある者	
9	<u>や</u> ぶの まさかず 藪野 正一	桜ヶ丘連合会会長	学識経験のある者	
10	<u>い</u> のうえ あきと 井上 彰人	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
11	<u>わ</u> たなべ しげき 渡邊 成喜	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
12	<u>た</u> なか ひろき 田中 宏輝	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
13	<u>よ</u> しむら のりよし 吉村 盛善	松原商工会議所会頭	学識経験のある者	
14	<u>に</u> き のぶひこ 二木 信彦	松原青年会議所元理事長	学識経験のある者	
15	<u>に</u> した たかし 西田 孝司	社会教育委員	学識経験のある者	
16	<u>や</u> すまつ まさのぶ 安松 昌信	柴籬神社名誉宮司	学識経験のある者	
17	<u>あ</u> きやま わたる 秋山 弥	阪南大学教授	学識経験のある者	
18	<u>ま</u> つおか ひでお 松岡 日出雄	松原第七中学校長	学校の長	
19	<u>い</u> けがみ ひであき 池上 英明	布忍小学校長	学校の長	
20	<u>は</u> し もと あきら 橋本 明	市長公室長	市の職員	
21	<u>た</u> むら しげちか 田村 滋近	市民生活部長	市の職員	

※下線部が新たに委嘱する委員

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。